オープンソースコンソーシアム（仮称）

我々素粒子原子核研究所のエレクトロニクスグループはオープンソースコンソーシアム（仮称）を提唱する。

現在の加速器科学を支える先端計測技術は下記の１～４の課題を抱えている。

１、先端加速器科学を支える先端計測技術は組織で支える必要があるが、日本では個々のグループ、個人の規模が小さく活動の範囲が限定的である。

２、実験計測技術を着実に進歩させるためには、２つ以上のプロジェクトにまたがる共通技術開発も含めた形で実験プロジェクトと緊密な連携をとるアクティビティが必要である。

３、先端計測技術はアプリケーションが異なっても共通点が多いためノウハウ等を共有できる可能性があるにもかかわらず組織的な動きが困難である。

４、一つの大きな組織を構築した場合、実験プロジェクトとの組織の壁ができやすく長期的に見て弊害が多くなると思われる。しかしながら組織でない場合そこにはシステマティックな先端計測技術の蓄積が行われにくい。

オープンソースコンソーシアムとは、計測システム開発に必要な要素技術、システム化技術及びその情報をできる限りアカデミック用途にオープン化し共有をはかることで、先端計測技術の維持、改良及び発展を共同で行おうとする団体である。この団体は複数の拠点によるネットワークからなる。拠点とは、実験プロジェクトと緊密な連携をとりながら、各研究所、施設にて計測システム開発者及びその開発者がコアとなるグループであり技術の維持等が可能な個人研究者及び組織である。よってオープンソースコンソーシアム内の複数の拠点が一つの緊密なネットワークを作り、相補的に且つ横断的に活動することで、前述の１～４までの問題点を解決し、加速器科学及び関連分野のアクティビティーを向上させることが可能になる。

活動方針

ＫＥＫ内ではこのアクティビティを、まずは素粒子原子核研究所と物質構造

科学研究所で立ち上げそれを他の施設へ拡大していく。

ＫＥＫ外に対してはＫＥＫとコアグループ（拠点）が中心となりの他の機関

及び実験プロジェクトと連携し教育、開発を行っていく。素粒子原子核研究所のエレクトロニクスシステムグループがＫＥＫ外との窓口となり、ＫＥＫ外の拠点とは共同開発研究を結び、互いの知財等を適性に使用できる文書を取り交わしオープン化に向けて活動する。（長期的にはオープンソースコンソーシアムを財団等として定義し各拠点はそこと契約することが望ましい。現在この部分につして知財、産学連携、研究協力の方々に文面の起草をお願いしている。）

オープン化の対象技術は計測システムにかかわる全ての技術であり、可能な

限りオープン化するが、各実験プロジェクトにかかわる必要な守秘項目に関してはＮＤＡを結び対象の範囲外とする。（よって成果物のオープン化可能なものが全くないプロジェクトはオープンソースコンソーシアムの活動対象外である）

あくまでもオープン化はアカデミック対象であり、繰り返し製作し販売する

等の企業行為に対しては有償とし、そこで得た対価は当該コンソーシアムの運営活動に使用される。

本活動方針は３年ごともしくは拠点の提案により各拠点の代表者で構成され

る会議で議論され、追加、修正等を行う。

開発案件の受け入れとその決定に関して

　当該コンソーシアムの発足後いつでも提案を受け入れ、前述の拠点会議において議論され、受け入れ案件に関して、結果はホームページにおいて理由と共に公表される。審査基準の詳細は別文書で定義されるが、下記の２点は必ず満たす必要がある。

１、提案者は共同開発するためのリソースを提供する必要がある。開発費がない場合でもデザインのみ行うということは可能である。

２、コンソーシアム内の知財等を使用するため、提案者の成果はコンソーシアム内の知財とコンソーシアムへ何らかの形（例として報告書、論文及び成果物のオープン化等）でフィードバックされる必要がある。（使いっぱなしでは困るということ）

運営形態

将来にわたる組織の枠を超えた連携を考え、始めから対等の関係が（現時点で

そうでなくても将来そうなるようにお互いに努力する）定義され且つ資金の流

れ（開発費等）も明確にし、成果を共同で使用できる形にしていく。これらは

覚書に書かれる必要がある。

知財の取り扱い：公式文書としては下記の２つに分類される。

1. 拠点間の知財の取り扱いと組織間の覚書

ＫＥＫ素粒子原子核研究所と他の機関で取り交わす共同開発研究の覚書でカバーする。

1. オープンソースコンソーシアムの知財を使用し開発を行うグループと当該ネットワーク間の覚書

ＫＥＫとの共同開発研究の覚書でカバーするか、コンソーシアム内で実際に開発に携わる研究者が所属する機関との覚書で行うか。

拠点：

オープンソースコンソーシアムで教育、開発を行う場合に人的リソースを供

給する。（自分のプロジェクトのみにコントリビューションを行う場合は拠

点となりえない）

1. 研究対象と認められれば学生、スタッフの受け入れ可能
2. セミナー等の主催が可能
3. セミナー等の講師に学生、スタッフ派遣可能
4. 技術レビュー等の議論に参加可能

研究開発に関しての守秘義務：

開発には実験グループ独自の情報も必要であり、その部分に関しては必要に

応じてＮＤＡを結ぶ。

アカデミック外への知財の適用：

　詳細な規定が必要

知財の維持：

　当該コンソーシアムの持つ知財に関しては維持管理を行う組織が必要である。

これは当面会社に維持を任せるようにする。会社としては信用できる会社（Ｋ

ＥＫベンチャー等）に委託し当面運営し状況を勘案しながら今後の運営を検

討する。